

(平成21年7月8日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	9 件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録について、事業主が社会保険事務所に届け出た厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の平成10年11月から11年12月までの標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年11月1日から12年1月1日まで

社会保険庁の記録では、A事業所に勤務していた夫の厚生年金保険の標準報酬月額が、さかのぼって低い額に訂正されている。

夫は既に死亡しているので、詳しいことは分からないが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所の事業主は、「滞納保険料があったので、その支払いのため、自分や一部の従業員の給料(標準報酬月額)をさかのぼって引き下げた。」と証言しているところ、社会保険庁の記録によると、申立人の同事業所における平成10年11月から11年12月までの標準報酬月額は、同事業所が適用事業所に該当しなくなった日(平成12年1月15日)の直後の12年1月19日に、26万円から10万4,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、A事業所の役員ではなく、申立期間当時、雇用保険に加入していたことが確認できる上、さらに、事業主及び申立期間当時の事務担当者も、「申立人は、従業員として仕事をしており、会社の経営や経理事務には携わっていなかった。」と証言していることから、申立人は、会社の業務執行に責任を負う立場にはなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の標準報酬月額を<sup>ぞきゅう</sup>遡及して減額処理する合理的な理由は見当たらないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成 10 年 11 月から 11 年 12 月までの期間の標準報酬月額を 26 万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から47年3月までの期間及び48年4月から49年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年10月から47年3月まで  
② 昭和48年4月から49年7月まで

申立期間①については、母親から、私が20歳になったころに実家のあるA市で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したと聞いている。

母親が亡くなったので詳細は分からないが、当初は、国民年金手帳の交付はなく、私の領収書に領収の印が押されていたのを見たことがあり、当時の保険料は1か月350円くらいであった。

申立期間②については、母親が私の転居先であるB市及びC市へ1か月おきくらいに来ていたので、その際に保険料を納付してくれていたと思う。前後の期間は納付済みとなっており、当該期間が未納となっていることは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人及び申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親は既に死亡しており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年11月に申立人が居住していたA市を管轄するD社会保険事務所から払い出されており、申立人はこのころに国民年金に加入したと推認されるが、この時点では、申立人の資格取得日は同年8月31日であったことが確認でき、当該期間は国民年金の被保険者となっていなかった期間であると考えられる上、同社会保険事務所から申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出され、それにより申立人の

母親が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人及び申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人は、昭和 48 年 8 月に B 市から C 市へ転居し、その後 49 年 10 月に A 市に転居しているところ、特殊台帳によれば、申立人の B 市における納付記録等を管轄する E 社会保険事務所から、C 市を管轄する F 社会保険事務所に移管されたのは、申立期間②以降であったことが確認できるとともに、A 市において同年 11 月に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることを踏まえると、申立人は、C 市において国民年金の手続等を行ったとは考え難い上、申立人は、「二つの市から送られてきた納付書により当該期間の国民年金保険料を納付した。」とする当初の主張を、「母親が納付してくれたかもしれない。」と変更するなど記憶が明確ではなく、国民年金保険料の納付方法等が不明である。

さらに、申立期間②に申立人が居住していた二つの市のうち B 市では、昭和 48 年 4 月から手書きの納付書を発行することは可能となったものの、一般的には、同市嘱託職員が集金を行っていたとしており、また、C 市においては、49 年 5 月までは納付書の発行を行っていなかったことが確認でき、二つの市から送られてきた納付書により国民年金保険料を納付したとする当初の申立人の主張には不自然な点が見受けられる上、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛媛国民年金 事案 470（事案 386 の再申立て）

### 第 1 委員会 の 結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第 2 申立 の 要旨 等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 2 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

前回の申立てにおいては、一部の期間は国民年金保険料の納付が認められたが、申立期間については納付していたものと認められなかった。

国民年金に加入した時期や保険料を納付した時期については、明確な記憶はないが、集金人が、「あなた方が年金加入第 1 号で、あなた方が加入してくれたから、第 2、第 3 の加入が進んだ。」と喜んでくれた記憶があるので、集金人が集金を始めた昭和 36 年 4 月に加入し、その時点から納付しているはずである。

申立期間当時に国民年金保険料を納付していた集金人が、昭和 36 年 4 月から集金人に就任していたとする社会保険事務所の回答書を付けて、再度申立てをする。

### 第 3 委員会 の 判断 の 理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無い上、申立人夫婦が国民年金に加入したとみられる昭和 37 年 10 月時点で、申立期間の一部は過年度保険料となるどころ、申立人の妻は保険料をさかのぼって納付したことはないと述べているほか、国民年金被保険者名簿の検認記録欄には、申立人夫婦共に「時効消滅」の記載があるなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 12 月 5 日付けで当該申立期間については年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、国民年金保険料を納付していた集金人が、昭和 36 年 4 月から国民年金委員（集金人）に就任していたとする社会保険事務所の回答書を提出し、同時期から国民年金保険料を納付していたはずであると申し立ててい

るが、A社会保険事務所（当時）において、申立人と同じ37年10月10日に国民年金手帳記号番号が払い出されている660人について、申立期間当時の住所、国民年金保険料の納付等について調査したところ、申立人が国民年金保険料を納付していた集金人が担当していたとみられる地区内には、申立人と同じく、38年4月から国民年金保険料の納付を開始している者が申立人夫婦を含めて8人存在していることが確認できる一方、同地区においては、36年4月の国民年金制度発足当初に加入し、その時点から国民年金保険料の納付を開始している国民年金被保険者は確認できない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情は確認できず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情が見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛媛国民年金 事案 471 (事案 387 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 6 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

前回の申立てにおいては、一部の期間は国民年金保険料の納付が認められたが、申立期間については納付していたものと認められなかった。

国民年金に加入した時期や保険料を納付した時期については、明確な記憶はないが、集金人が、「あなた方が年金加入第 1 号で、あなた方が加入してくれたから、第 2、第 3 の加入が進んだ。」と喜んでくれた記憶があるので、集金人が集金を始めた昭和 36 年 4 月に加入し、その時点から納付しているはずである。

申立期間当時に国民年金保険料を納付していた集金人が、昭和 36 年 4 月から集金人に就任していたとする社会保険事務所の回答書を付けて、再度申立てをする。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無い上、申立人夫婦が国民年金に加入したとみられる昭和 37 年 10 月時点で、申立期間の一部は過年度保険料となるどころ、申立人は保険料をさかのぼって納付したことはないと述べているほか、国民年金被保険者名簿の検認記録欄には、申立人夫婦共に「時効消滅」の記載があるなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 12 月 5 日付けで当該申立期間については年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、国民年金保険料を納付していた集金人が、昭和 36 年 4 月から国民年金委員（集金人）に就任していたとする社会保険事務所の回答書を

提出し、同時期から国民年金保険料を納付していたはずであると申し立てているが、A社会保険事務所（当時）において、申立人と同じ37年10月10日に国民年金手帳記号番号が払い出されている660人について、申立期間当時の住所、国民年金保険料の納付等について調査したところ、申立人が国民年金保険料を納付していた集金人が担当していたとみられる地区内には、申立人と同じく、38年4月から国民年金保険料の納付を開始している者が申立人夫婦を含めて8人存在していることが確認できる一方、同地区においては、36年4月の国民年金制度発足当初に加入し、その時点から国民年金保険料の納付を開始している国民年金被保険者は確認できない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情は確認できず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情が見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月 11 日から同年 10 月 1 日まで

申立期間において、A事業所B課に臨時職員として勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思う。同時期に採用された同僚の臨時職員二人は厚生年金保険の加入記録があるのに、私だけが加入していないことはあり得ないと思うので、同期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは、同事業所から提出された在職証明書から確認できる。

しかしながら、A事業所の事務担当者は、「申立期間当時の資料が無く、臨時職員の厚生年金保険の加入の取扱については不明である。」と証言しており、申立人の厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人がC共済組合に加入した昭和 39 年 10 月 1 日にA事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得している二人の臨時職員は、「臨時職員として勤務した期間の一部しか厚生年金保険に加入していない。」と証言しており、申立人についても厚生年金保険の加入手続がなされていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、社会保険事務所が保管するA事業所D課の健康保険記号番号順索引簿の中に申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 9 月から 17 年 7 月まで  
事業主（代表取締役）として勤務していたA事業所における標準報酬月額が減額されているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人が事業主を務めていたA事業所は、平成 17 年 9 月 1 日に適用事業所に該当しなくなっており、その直後の同年同月 21 日に、申立人の 15 年 9 月から 17 年 7 月までの標準報酬月額が、59 万円から 9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、「社会保険料を滞納していたため、平成 17 年 9 月ごろに社会保険事務所に行き、同事務所から、標準報酬月額を遡及訂正し、これにより滞納保険料を精算する旨の説明を受け、念書に会社の代表者印を押印した。」と供述しているところ、社会保険事務所には、平成 17 年 9 月 21 日にA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額変更届、健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬算定基礎届及び債務承認書を受理した記録があり、これらの書類には同事業所の代表者印が押印されていたことが確認できる。

これらのことから、申立人は、A事業所の事業主として自らの標準報酬月額の減額に同意していたものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、事業主として自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 8 月 1 日から 10 年 2 月 28 日まで  
申立期間の標準報酬月額が引き下げられているが、このような届出を行った記憶が無いので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人が事業主を務めていたA事業所は、平成 10 年 2 月 28 日に適用事業所に該当しなくなっており、その約 1 か月後の同年 3 月 20 日に、申立人の 9 年 8 月から 10 年 1 月までの標準報酬月額が、32 万円から 10 万 4,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A事業所の経理担当であった申立人の妻は、「平成 9 年 8 月ころ、社会保険事務所から滞納保険料の納付督促を受けるようになり、何度か社会保険事務所に行った記憶がある。」と述べている上、申立人自身も、申立期間当時、厚生年金保険料を滞納していたことを認めている。

また、申立期間当時、A事業所の社会保険関係の手続を代行していた社会保険労務士は、「当該事業所の全喪届を社会保険事務所へ提出した記憶は無い。また、当時、滞納保険料が存在していたこと自体、承知しておらず、標準報酬月額の訂正処理には全く関わっていない。」と証言している。

これらの事情を総合的に判断すると、本件訂正処理について、事業主であった申立人が関与せずに申立人の妻が行ったものとは考え難く、申立人は、事業主として自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 12 月 1 日から 13 年 12 月 27 日まで  
社会保険庁の記録では、A事業所に勤務していた当時の厚生年金保険の標準報酬月額が、さかのぼって低い額に訂正されている。  
申立期間当時の資料を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人が勤務していたA事業所は、平成 13 年 12 月 27 日に適用事業所に該当しなくなっており、同日に、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額が、11 年 12 月から 13 年 6 月までの期間は 22 万円から 10 万 4,000 円に、13 年 7 月から同年 11 月までの期間は 15 万円から 10 万 4,000 円に、それぞれ遡及して減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間当時、A事業所の役員（有限責任社員）であり、給与事務を担当していたとしていたところ、社会保険事務所が保管する同事業所の滞納処分票によると、申立人が社会保険事務所に出向き、同事業所の滞納保険料について徴収決定取消及び調定更正減額の処理が行われ、当該徴収決定取消額と滞納保険料額との差額を現金納付していることが確認できる。

また、申立人は、「平成 13 年当時、厚生年金保険料を滞納しており、そのことで社会保険事務所とやり取りを行い、書類に押印したり現金を支払ったりした記憶がある。」と供述していることを考え併せると、申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたとは考え難く、申立人は、標準報酬月額の減額に同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、有限責任社員として標準報酬月額減額処理に関わっていながら、当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 11 月 1 日から 8 年 5 月 31 日まで  
平成 2 年 8 月から 8 年 6 月ころまで、代表取締役として A 事業所に勤務し、その間報酬支給額 (56 万円) の変更もなかったにもかかわらず、申立期間について標準報酬月額が下げられている (28 万円) ので、同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役として勤務していた A 事業所は、社会保険事務所の記録によると、平成 8 年 5 月 31 日に適用事業所に該当しなくなっており、その後、同年 6 月 11 日に、申立人の 7 年 11 月から 8 年 4 月までの標準報酬月額は、56 万円から 28 万円に減額訂正されたことが確認できる。

一方、申立人は、「事業所の全喪届を社会保険事務所に行った記憶は無く、標準報酬月額が減額訂正されていることは知らなかった。事業所の全喪届は社会保険労務士または弁護士が行ったかもしれない。」と述べているところ、申立人は、「申立期間当時は私以外に社員がおらず、社会保険事務は私が行っていたかもしれない。」とも述べており、社員が不在であった申立期間において、代表取締役であった申立人が社会保険事務に関与せず申立人の標準報酬月額の減額処理が行われたとは考え難い。

また、申立人がこれらの手続を依頼したとする社会保険労務士は、既に死亡している上、弁護士は、社会保険関係の手続を行っていない旨証言している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、同事業所の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が行われることを知り得る立場にありながら、この減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月 2 日から 63 年 6 月 12 日まで  
社会保険庁の記録では、専務取締役として勤務していたA事業所における厚生年金保険の標準報酬月額が受け取っていた給与より低く記録されており、事実と反するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A事業所において専務取締役として常勤し、同時に同事業所のグループ会社である複数の事業所において取締役として非常勤で勤務しており、申立人の役員報酬は、申立人が勤務していたそれぞれの事業所が分担して支払われていたと述べている。

また、申立人から提出された申立期間当時のA事業所及びその複数のグループ会社から支払われた役員報酬の負担内訳メモ及び「昭和 63 年分 給与所得の源泉徴収票」から、申立人が主張するとおり、A事業所及び複数の事業所に取締役として勤務していた当時の報酬額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額に見合う報酬額よりも高い額であることが推認できる。

しかしながら、上記の「昭和 63 年分給与所得の源泉徴収票」に記載された社会保険料控除額（19 万 323 円）を基に試算した厚生年金保険料控除額（10 万 4,160 円）は、A事業所から社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額（28 万円）を基に当時の厚生年金保険料の料率及び被保険者の負担割合を乗じて得られた額とおおむね一致する上、企業年金連合会が保管する同事業所の厚生年金基金加入員台帳によると、申立期間の標準報酬月額（昭和 62 年 4 月から同年 9 月までの期間は 38 万円、同年 10 月から 63 年 5 月までの期間は 28 万円）は、社会保険庁のオンライン記録と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月 16 日から平成 19 年 9 月 1 日まで  
A 事業所に勤務していた申立期間における標準報酬月額が正しいか確認してほしい。特に、平成 4 年 10 月 1 日から 5 年 9 月 30 日までの標準報酬月額が減額されているので、その理由を調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 事業所から提出された平成 3 年から 19 年までの申立人に係る賃金台帳により、同期間において同事業所が控除した厚生年金保険料の金額は、社会保険庁のオンライン記録に基づく申立人に係る標準報酬月額から算定した厚生年金保険料の金額と一致している。

また、社会保険事務所が保管する A 事業所における申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>が遡及訂正されているなどの不自然な点はみられない。

なお、申立期間のうち平成 4 年 1 月から同年 9 月までの標準報酬月額（平成 3 年 10 月から同年 12 月までの平均報酬月額（39 万 1,854 円）による標準報酬月額）が 38 万円であったものが、定時決定により同年 10 月から 5 年 9 月までの標準報酬月額（平成 4 年 5 月から同年 7 月までの平均報酬月額（36 万 8,083 円）による標準報酬月額）が 36 万円に引き下げられているところ、当該処理は申立人の報酬額の減額に伴う標準報酬月額の引き下げであり、特段の不自然さは無く、社会保険事務所の事務手続にも不合理な点は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月 1 日から 43 年 10 月 1 日まで

A事業所に昭和 40 年 2 月から 45 年 12 月 20 日まで継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険庁の記録によると、厚生年金保険の被保険者資格取得日が 43 年 10 月 1 日とされている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間においてA事業所に勤務していたことは、同事業所で一緒に勤務していたとする複数の同僚の証言から確認できる。

しかしながら、申立期間当時のA事業所の常務取締役の妻は、「申立人は昭和 40 年 2 月ころに入社したと思うが、43 年 10 月の厚生年金保険への加入までは、正社員ではなかったのではないかと思う。当時は、会社側の保険料の負担を考えて、入社後、すぐには厚生年金保険に加入させることはなく、また、社員から加入しなくてもよいと言ってきた者についても加入させていなかったと思う。」と述べている上、申立期間当時、申立人と一緒に勤務していた同僚は、「昭和 40 年 1 月に入社したが、厚生年金保険への加入は同年 5 月であった。」と述べていることから、同事業所では、入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがわれる。

また、A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書に記載されている申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、社会保険庁の記録と一致している上、社会保険事務所が保管する同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和 41 年 11 月に同事業所が加入していた政府管掌健康保険における申立人の夫の被扶養者として認定され、その後、43 年 10 月に被扶養者から抹消され、同時

に同事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 2 月 1 日から 59 年 8 月 1 日まで

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が給与支給総額(21万4,850円から22万7,350円まで)に見合う標準報酬月額(22万円)より低い額(13万4,000円)となっている。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書から、申立期間に係る給与支給額は、申立期間前後の給与支給額とおおむね同額であることが確認できる。

しかしながら、給与明細書に記載された厚生年金保険料額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額を基に当時の厚生年金保険料の料率及び被保険者の負担割合を乗じて得られた額と同額であることが確認できる上、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人に係る標準報酬月額の訂正を行った記録は見られない。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになるものであり、申立人の場合、事業主により給与から控除された厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額と同額であり、申立人が主張する報酬額に見合う標準報酬月額に基づく保険料控除は行われていないことが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間において申立人が主張する報酬額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。